

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年1月17日

住所 熊本市東区长嶺東三丁目4番40号  
氏名 河津造園株式会社 代表取締役 河津 正秀  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日	平成26年1月17日	許可番号	シレイ24935-16-4
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破碎施設(移動式) ----- 木くず		
設置場所	各工事現場		
処理能力	456t/日(8時間)		
許可の条件	-----		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年11月25日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号  
氏名 河津造園株式会社 代表取締役 先崎 尚祐  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日	令和7年11月25日	許可番号	シレイ24935-16-8
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破砕施設（移動式） ----- 木くず		
設置場所	宮崎県内（宮崎市を除く）の各工事現場		
処理能力	250t/日（8時間）		
許可の条件	-----		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		